

第3次静岡市市民活動促進基本計画 体系図

第3次計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
静岡市市民活動の促進に関する条例第3条
- 2 計画の位置づけ
・静岡市市民活動の促進に関する条例
・静岡市第3次総合計画との整合性 など
- 3 計画期間
平成27年度から平成34年度までの8年間
- 4 重点事項
・交流の場づくり
・市民活動への参加の促進
・市民活動の自立を支える環境づくり
・市民協働の推進

計画策定にあたって

1 経緯
平成24年3月に策定した「第2次静岡市市民活動促進基本計画」の計画期間が平成26年度で終了することに伴い、これまでの取組みの成果や社会情勢の変化などを踏まえ、第3次静岡市市民活動促進基本計画を策定する。

2 計画策定の背景

- (1) 社会経済情勢等の状況と静岡市の状況
- ① 市民ニーズ、社会的課題の多様化
 - ② 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来
 - ③ 情報化の進展
 - ④ 地方分権の進展

(2) 市民活動をめぐる国の動向

- ① 平成10年12月「特定非営利活動促進法」施行
 - ・特定非営利活動を行う団体に法人格を付与
 - ・特定非営利活動の認定制度を創設
 - ・公益の増進に寄与することを目的
- ② 平成24年4月
 - ・NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施するための見直し
 - ・制度の使いやすさと信頼性向上のため見直し
 - ・認定制度を見直し
- ③ 平成25年4月より「共助社会づくり懇談会」(内閣府)を開催
 - ・NPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援

3 第2次基本計画における取組状況と課題

基本計画の実施による成果を測定するため、「ボランティア数」、「市民活動センター利用登録団体数」、「有給・常勤スタッフ1人以上の市民活動団体数」、「単年度ごとに協働事業数」といった4の指標を設定し、着実な市民活動の推進を図っている。今後の主な課題は、

- (1) 市民活動の交流の場の創出
- (2) 市民活動に参加しやすい環境整備
- (3) 市民活動団体の組織力強化
- (4) 協働事業提案制度の見直し

基本理念

静岡市市民活動の促進に関する条例(第3条)

基本理念

市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によつては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。

市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し市民活動は、本體、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参加によつて、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題を市民活動は、参加した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

8年後の目指す姿

より多くの市民が参加するまちづくり

施策の柱

知らせる 重点

《交流の場づくり》

- 1 市民活動センターの機能強化
- 2 多彩な参加の場づくり

やってみる

《市民活動への参画の促進》

- 1 市民活動を広げるための取組
- 2 市民活動の楽しさを知ってもらうための取組

深める 重点

《市民活動の自立を支える環境づくり》

- 1 優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組
- 2 市民活動団体の運営を支援する取組

つながる

《市民協働の推進》

- 1 市民活動をつなげるための取組
- 2 相互理解を深める協働事業提案制度の充実

施策の方向性

- (1) 市民活動に関する広報の強化
- (2) 電子情報掲示板等の構築により市民活動団体の情報ネットワークの構築
- (3) 市民活動団体のスクラップ・アンド・ビルド
- (4) 支援者(寄附者)の増加

- (1) 市民活動に参加しやすい環境整備
- (2) 多くの市民活動に参加する機会を創出
- (3) 市民の市民活動に対する意識を醸成
- (4) 市民活動団体のオープンな組織づくりを支援
- (5) 次世代の市民活動の創出

- (1) 市民活動団体の組織基盤を固め、持続性を確保し、信頼性を確保
- (2) ファンドレイジングを活用し、マネジメント能力を向上
- (3) 組織のミッションを明確化し、構成員の意識を醸成
- (4) 顕彰制度の構築により、優れた活動を評価

- (1) 新しく協働事業を創出
- (2) 企業と市民活動団体との関係構築
- (3) 市民活動団体と地縁組織との連携強化
- (4) 市職員の意識を改革

循環